

しては本人の指定したる者に限らざる様改めらるる
ことと望む

理由 改正案に依れば業務上死亡の場合に於ては遺
族の外本人の死亡當時其の収入に依りて生計を維
持したる者は扶助を受くることを得べきは本人の
指定したる者に限るは改正の趣旨を貫徹すること
能はかるものと認む

六、業務上の傷病扶助に關する工場法第十五條中「自
己の重大なる過失に依らざりて」を削除せらるるこ
とと望む

理由 現行法に依れば業務上負傷疾病又は死亡の場
合に於ける工業主の扶助責任は職工自身の重大な
る過失に依らざる場合に限らざるは業務災害に關

しては被害者の過失の有無に拘らば産業自体とし
て其責を負ふべきことは近來の立法並に學說の趨
勢なるのみならず之を我國の實際に徴するは官營
事業に於ける共済組合に於ては既に此の原則を採
用し民間の事業に在りては大工場に於ては同様の
慣例行はれ居るのみならず資力微弱なる小工業主
は却て此の規定に籍口して當然の責任を回避せ
んとするの傾向をきにあらざるを以て工場法適用
範圍の擴張せらるるに際し工業主の扶助責任に關
する條件を削除し以て職工の生活の安定を圖るの
必要あるものと認む

七、工業主は勅令の定めるところにより職工規則を定
め之を職工に公示すべし旨工場法中に規定せらるる